

土日勤務は白紙に戻し、納得いく説明を

土日営業シフト化
反対ニュース

志木センター

発行 安達繁敏、平野良成、千葉早苗 他

会社の説明だけでは労働基準法違反になるのでは？
Bフレックス普及拡大にむけ『お客様とのコンタクトポイントこそが事業すべての原点』とおお客様の都合も単身赴任や遠距離通勤者もいる社員の生活を全く考えない内容です。志木・埼玉センター有志は「土日営業の実施」を白紙に戻すことを求めます

何故行う土日営業

私たちは今までもお客様の要望や会社の施策で土休日出勤をしてきました

会社は土休日に「お客様とのコンタクト機会が拡大する」といっていますが、国民生活センターの苦情相談件数の4割強が「訪問販売に関する相談」で10万件にも上っています。最たる要因は『消費者が希望していないにもかかわらず勧誘を行ういわゆる不招請勧誘』＝訪問販売と考えられるとしています。今年の7月には各金融機関では金融庁の勧告を受け『不招請勧誘（深夜、早朝、休日の電話や戸別訪問での勧誘）』をしないことを決めました。

WEB上の掲示板でも『必要なものならこっちから出向くなり呼ぶなりする』『まともな商品はわざわざ個人の家庭に押しかけなくても売れる』など、『NTT・Bフレックス・ひかり電話』への勧誘についての声がよせられています。会社側の『土日営業』施策はこうした世論を考えない、「2000万」に下方修正した「光化計画」達成にむけたなりふり構わぬ提案ではないでしょうか。

一年単位の變形労働時間制は協定届けが必要では？

十一月二十日、さいたま労働基準監督署に相談に行きました。会社から提出された勤務パターン表をみてもらったら、『一年単位の變形労働時間』に該当するとの見解でした。この場合は各事業所（志木センター）ごとに労働基準監督署に届出（裏面）がないと労働基準法に違反とのこと。この協定届は当事者である労働組合の名称（NTT労組・通信労組・N関労）それぞれ必要である、又は該当する労働者の過半数を代表する者（選出方法を必ず記入する）の職名と氏名が必要との見解でした。志木センターでは労働基準法に違反したまま強行するつもりでしょうか？。又新宿労働基準監督署の相談員は「勤務形態変更の場合は、事前説明と三ヶ月くらいの期間をかけて行われるべきで、NTTの今回の大幅な変更ではさらに充分な説明・期間をかける必要がある」との見解が示されました。

帰省は？ 介護は？ 家族の困らなは？ どうなる

今回の施策では政府が進めるハッピーマンデー・3連休はなし、2連休も減らされます。「家庭の団欒」「健康」「単身赴任者」の帰省は？ それを待つ家族の気持ちは考えないのででしょうか？ 施策は時代に逆行するもので、社員・組合員の意見を無視して施策を進める会社・労働組合の責任は重大です。